

広島県告示第四百五十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年五月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称
島敷地区

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

市	町	字	地番	標柱番号
三次市	島敷町	一本松	四四〇番四	標柱一号
			三〇番一	標柱二号
			四〇番一	標柱三号及び四号
			四二番一	標柱五号
			五七番四	標柱六号
			四八八番三	標柱七号